

公益財団法人長野県市町村振興協会市町村振興事業地域活動助成事業実施要項

平成 13 年 3 月 27 日制 定
平成 22 年 1 月 28 日全部改正
平成 23 年 2 月 22 日一部改正
平成 24 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 2 月 7 日一部改正
平成 26 年 5 月 29 日一部改正
平成 28 年 2 月 8 日一部改正

(目的)

第 1 この要項は、公益財団法人長野県市町村振興協会市町村振興事業実施要領で規定する地域活動助成事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 この要項でいう「地域活動助成事業」とは、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「自治総要綱」という。）の規定を準用し、この要項で定める事業をいう。

2 この要項で「コミュニティ組織」とは、同一地域内に住所を有する住民により組織され、市町村がコミュニティ活動を行っていることを認める自治会等の組織で、一地域に 1 者で継続的な活動を行うものをいう。

3 この要項で「自主防災組織」とは、市町村が認める地域の自主防災組織（災害対策基本法第 5 条第 2 項に定める組織）をいう。

4 この要項で「消防団」とは、長野県内に存する地域の消防団及び消防団により構成する団体をいう。

5 この要項で「市町村」とは、長野県に存する市町村をいう。

6 この要項で「間接補助」とは、この要項の定めるところにより、市町村が協会の助成を受けてコミュニティ事業を実施するコミュニティ組織に対し、助成金を交付することをいう。

7 この要項で「事業実施主体」とは、助成金の交付を受ける市町村又は間接補助を受けるコミュニティ組織、自主防災組織及び消防団等をいう。

(助成事業)

第 3 地域活動助成事業は、次の各号に掲げる事業について助成する。

(1) 一般コミュニティ助成事業 自治総要綱で規定する一般コミュニティ助成事業に該当する事業

(2) 地域防災組織育成助成事業 自治総要綱で規定する地域防災組織育成助成事業に該当する事業

2 助成事業は、事業実施主体が活動する地域に属する全ての住民が等しく受益を受けるものと認められなければならない。

(助成金の交付額)

第4 助成金は、助成事業ごとに次の額を超えない範囲で協会の予算の範囲内で交付する。

(1) 一般コミュニティ助成事業 自治総要綱第5助成金1に掲げる額

(2) 地域防災組織育成助成事業

自治総要綱第2助成事業1(3)地域防災組織育成助成事業に規定する事業ごとに、自治総要綱第5助成金3に掲げる額

2 助成金は、10万円単位とし、10万円に満たない事業費は切り捨てる。

(助成事業の実施期間)

第5 助成事業は、協会の会計年度を超えてはならない。ただし、やむを得ない事情により、年度内に事業が完了できない場合で協会の承認を得た場合は、この限りでない。

(助成金の交付申請)

第6 公益財団法人長野県市町村振興協会市町村振興事業実施要綱(以下「要綱」という。)第6条に規定する助成金交付申請書(以下「助成申請書」という。)は、自治総要綱に定める様式を準用する。

2 自ら事業実施主体として助成事業を実施する市町村は、第1項に規定する助成申請書を協会に提出するものとする。

3 間接補助の場合の事業実施主体は、助成申請書を住所地の市町村に提出するものとする。

4 前項の助成申請書の提出を受けた市町村は、事業実施主体から提出のあった助成申請書を添付して事業実施主体ごとに助成申請書を協会に提出するものとする。

5 助成申請書は、協会が指定する期日までに協会に提出しなければならない。

6 一般コミュニティ助成事業及び地域防災組織育成助成事業(自治総合センターの助成を受けたものを含む。以下同じ。)の助成を受けた事業実施主体(市町村を除く。)は、助成金の交付を受けた後、5年間は同じ助成事業の助成を申請することはできないものとする。

(助成金の交付決定)

第7 協会は、助成申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査により、助成対象の可否及び助成額を決定し、事業実施主体の存する市町村に通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

第8 市町村は、間接補助により助成金を交付する場合、助成金の交付について協会が条件を附したものがあるときは、事業実施主体に対し、これを遵守するために必要な条件を附さなければならない。

(助成事業の変更又は取り下げ)

第9 事業実施主体は、助成金の交付決定を受けた助成事業の内容又は期間等の変更をしようとするときは、その理由を記載した助成事業変更申請書(自治総要綱の様式を準用する。)により協会(間接補助を受ける事業実施主体にあつては、住所地の市町村を経由。以下同じ。)の承認を受けなければならない。ただし、助成金の額が変わらない場合で、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 事業実施主体は、助成金の交付決定を受けた助成事業を実施しない場合は、助成事業の取り下げを行わなければならない。

(実績報告)

第10 事業実施主体は、助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書（自治総要綱の様式を準用する。）に領収書等実績報告書に必要な書類を添付して協会に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第11 協会は、助成事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、助成金額を確定するものとする。

(助成金の請求)

第12 事業実施主体は、助成金の確定を受けたときは、協会に対し助成金請求書を提出するものとする。

2 協会は、事業実施主体から助成金請求書の提出があったときは、市町村の指定する口座に口座振込みにより支払うものとする。

3 要綱第12条第3項に規定する概算払いは行わない。

(助成事業の遂行の指示)

第13 協会は、事業実施主体の報告等により、必要と認める場合は、その者の助成事業の遂行について指示することができる。

2 協会は、事業実施主体が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、助成事業の一時停止を求めることができる。

(財産の処分制限)

第14 事業実施主体は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）について、助成事業の目的に沿って有効に活用しなければならない。

2 事業実施主体は、財産を助成事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成事業の完了の日から5年間を経過した場合はこの限りでない。

3 事業実施主体は、前項の期限を迎える前に財産を目的に反して使用等しようとする場合は、協会の承認を得なければならない。ただし、助成事業の目的の支障とならない範囲で、かつ一時的な使用については、承認は不要とする。

4 協会は、財産が助成金の交付目的に反して使用等されていると認める場合は、既に交付した助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

(立入調査等)

第15 協会は、助成事業に関し必要があると認めるときは、市町村等又は事業実施主体に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(宝くじの普及広報)

第16 助成事業により取得した財産には、助成金の交付を受けた年度及び「市町村振興宝くじ助成備品」の表示をしなければならない。

2 前項で表示した財産を広報誌等を通じ「市町村振興宝くじの助成金で整備した」旨の広報を行うものとする。

(委任)

第17 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則(平成 13 年 3 月 27 日)

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 9 日)

この要綱は、平成 19 年 2 月 9 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 1 月 28 日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 1 月 28 日から施行し、平成 22 年度分の事業から適用する。
- 2 この要綱の施行の日以前に自治総合センター又は協会の助成を受けた者は、この要綱の規定による助成金の交付を受けたものとみなす。

附 則(平成 23 年 2 月 22 日)

この要綱は、平成 23 年 2 月 22 日から施行し、平成 23 年度分の事業から適用する。

附 則 (平成 24 年 4 月 1 日)

この要項は、公益財団法人長野県市町村振興協会の設立登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行し、平成 24 年度分の事業から適用する。

附 則(平成 26 年 2 月 7 日)

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。

附 則(平成 26 年 5 月 29 日)

この要項は、平成 26 年度の事業から適用する。

附 則(平成 28 年 2 月 8 日)

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度の事業から適用する。ただし、平成 28 年度の事業については、なお従前の例による。